



金 沢 市 公 報

号外第10号の8

平成30年(2018年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人 事 課) 1</p>	<p>○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 1</p>
--	---

規 則

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第8号)附則第1項ただし書に規定する規則で定める日は、平成30年3月27日とする。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号イ中「第14条第1項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同項第4号イ及びウ中「又は第4号」を「、第4号又は第5号」に改める。

様式第6号中	「面積が3,000㎡以上の土地 中高層の建築物の建築 畜舎、葬儀場等 ペット霊園の新設等」	を	「面積が3,000㎡以上の土地 中高層の建築物の建築 畜舎、葬儀場等 ペット霊園の新設等 住宅宿泊事業施設」	に改める。
--------	--	---	--	-------

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「第6条第1項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同項第4号イ及びウ中「又は第4号」を「、第4号又は第5号」に改める。

様式第6号中 「面積が1,500㎡以上の土地
中高層の建築物の建築
畜舎、葬儀場等
ペット霊園の新設等」 を 「面積が1,500㎡以上の土地
中高層の建築物の建築
畜舎、葬儀場等
ペット霊園の新設等
住宅宿泊事業施設」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年(2018年)3月26日 印刷
平成30年(2018年)3月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄